

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる事務を専決するものとする。</p> <p>(1) 第2条第4号に掲げる事務のうち、次に掲げる職以外の職にある者の任免、分限及び懲戒に関すること。</p> <p>ア 教育長</p> <p>イ 部長、参事、次長、課長、<u>主幹</u>及び課長補佐並びにこれらの職に準ずる職</p> <p>ウ 学校その他の教育機関の長</p> <p>(2) 第2条第7号に掲げる事務のうち、次に掲げる委員以外の者の任命及び委嘱に関すること。</p> <p>ア 生駒市社会教育委員</p> <p>イ 生駒市文化財保護審議会の委員</p> <p>ウ 生駒市スポーツ推進審議会の委員</p> <p>(3) 第2条第17号及び第18号に掲げる事務</p> <p>2 教育長は、別に定めるところにより、部長以下の職員に前項第3号に掲げる事務を専決させるものとする。</p> <p>第5条・第6条 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる事務を専決するものとする。</p> <p>(1) 第2条第4号に掲げる事務のうち、次に掲げる職以外の職にある者の任免、分限及び懲戒に関すること。</p> <p>ア 教育長</p> <p>イ 部長、参事、次長、課長、<u>課課長</u>及び課長補佐並びにこれらの職に準ずる職</p> <p>ウ 学校その他の教育機関の長</p> <p>(2) 第2条第7号に掲げる事務のうち、次に掲げる委員以外の者の任命及び委嘱に関すること。</p> <p>ア 生駒市社会教育委員</p> <p>イ <u>生駒市いじめ防止等対策審議会の委員</u></p> <p>ウ 生駒市文化財保護審議会の委員</p> <p>エ 生駒市スポーツ推進審議会の委員</p> <p>(3) 第2条第17号及び第18号に掲げる事務</p> <p>2 教育長は、別に定めるところにより、部長以下の職員に前項第3号に掲げる事務を専決させるものとする。</p> <p>第5条・第6条 略</p>